資料3-2

議題３　管理不全土地（農地）の現況課税について（清須市提出）

市名	回答			
	（２）現況により農地から雑種地等に課税地目を変更するための判断基準等要領はありますか。	（「有」の場合） 詳細を記入のうえ要領等をご提供ください。	（３）現況により雑種地課税した土地が耕作された場合、再度現況により農地に課税地目を変更していますか。	（「無」の場合） 変更しない理由をご記入ください。
名古屋市	有	農地としての地目の認定基準を定めているため、基準から外れると雑種地等に変更することとなります。 参考として「名古屋市土地評価事務取扱通達集」の該当頁を添付します。	有	
豊橋市	有	農業委員会からの非農地通知を基に現地調査し課税地目を判定。	有	
岡崎市	無		有	
一宮市	有	休耕している農地の地目は、一時休耕のような場合を除き、全く耕作がなされず放置され、雑草等が生育し、農地に復元し得ないような状態にある場合には、地目を雑種地とする。	有	
瀬戸市	無		有	
半田市	無		有	
春日井市	無		有	
豊川市	有	休耕している農地について、全く耕作がなされず長期にわたって放置され、容易に農地に復元し得ない状態の場合を雑種地としている。	有	
津島市	無		有	
碧南市	有	別紙のとおり	有	
刈谷市	無	農業委員会が要指導対象とした農地に対して変更を行っています。	有	
豊田市	無		有	
安城市	無		有	
西尾市	無		有	
蒲郡市	無		有	
犬山市	無		有	
常滑市	無		有	
江南市	無		有	
小牧市	無		有	
稲沢市	無		無	（１）のとおり該当筆がないため。 ※仮に雑種地に課税地目を認定した後、耕作が再開された場合は、現況に応じた課税地目に変更すると想定される。
新城市	無		有	
東海市	無		有	
大府市	無		無	管理不全を理由に農地以外の地目に変更する運用ではないため。
知多市	有	耕作がされていることが原則だが、草刈りがされており、容易に農地として復元できる状態であれば、作付けがなくても畑とする。詳細は認定基準のとおり。	有	
知立市	無		有	
尾張旭市	有	尾張旭市土地評価事務取扱要領	有	
高浜市	無		有	
岩倉市	無		有	

議題３　管理不全土地（農地）の現況課税について（清須市提出）

市名	回答			
	（２）現況により農地から雑種地等に課税地目を変更するための判断基準等要領はありますか。	（「有」の場合） 詳細を記入のうえ要領等をご提供ください。	（３）現況により雑種地課税した土地が耕作された場合、再度現況により農地に課税地目を変更していますか。	（「無」の場合） 変更しない理由をご記入ください。
豊　明　市	有	雑種地とすべき土地に、「全く耕作がなされず３年にわたって放置されている土地、あるいは雑草等が生育し、農地に復元し得ないような状態にある土地。」と豊明市土地評価事務取扱要領に定めております。別添資料参照	有	
日　進　市	無	定量的な基準を定めた要領等はありません。	有	
田　原　市	無		有	
愛　西　市	有	市土地評価事務取扱要領には、「休耕している農地で、全く耕作がなされず長期にわたって放置され、雑草等が生育し、農地に復元し得ないような状態にある土地」は雑種地として課税するとの記載がある。 管理不全の程度は現況判断による。 また、内規に登記地目が「農地」である課税地目の判断基準がある。 例えば、土のままでも３台以上の駐車場として利用している、砂利等を敷いて草押さえとしている等の場合は雑種地課税となる。（内規につき資料提供不可） （１）の地目変更の事例はこちらの場合が多い。	有	
清　須　市	有	○過去３年以上納入通知書に適正管理通知を送付。 ○３年以上著しく荒廃しており、改善が見られないため雑種地に変更。 （現況：ブロックで3段土地を囲い、その上にフェンス設置、 トレーラーハウスが駐車され、著しく荒廃した状態）	無	実績がないため回答は「無」 今後、再度現況により農地に課税地目を変更予定
北名古屋市	無		無	該当例がございません。
弥　富　市	無		有	
みよし市	無		有	
あ　ま　市	有	長期（おおむね３年）にわたり耕作されていないことが現況調査により確認できた場合	有	
長久手市	無		有	